

第24号議案

「GPリーグ ヤマハ プログラミングコロシウム」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年7月11日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子



別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催 後援 名義使用申請書

30年7月10日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 一般社団法人イエローピンプロジェクト  
 内GPリーグ実行委員会 事務局  
 住所 (所在地) 東京都渋谷区猿楽町29-10  
 代官山ヒルサイドテラスC-21  
 代表者名 (ふりがな) しばもと たけし  
 柴本 猛 (理事) 印  
 代表者連絡先 丸山 絢子  
 (事務担当者) 東京都渋谷区猿楽町29-10代官山ヒルサイド  
 テラスC-21

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	GPリーグ ヤマハ プログラミングコロシウム	
実施期間	30年 8月 11日 (土) 一次予選 30年 9月 17日 (日) 決勝大会	
実施場所	早稲田大学 (一次予選) D2Cホール (調整中) (決勝大会)	
事業内容	目的※	本イベント参加を通して小学生にプログラミング対する興味・関心と自信を持たせる。
	内容	GPリーグ一都三県大会を開催。コンピュータリテラシーの知識やプログラミングの技術で勝ち抜き、チームで優勝を目指します。夏休み期間中に一次予選、地区決勝大会、9月に決勝大会を開催します。
	対象者	小学校3年生～6年生 (参加予定人員 250人)
	参加費	なし
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	後援：新宿区、中野区、未来の学びコンソーシアム 共催：早稲田大学グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所	
備考	小学校へのチラシ配布を予定	

申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。  
公開することに 同意する

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

# 収 支 予 算 書

7,8月開催 一次予選

## 《 収 入 》

内 訳	金 額 (円)
イベント開催費 (ヤマハ発動機協賛費)	900,000
合 計 (税別)	900,000

## 《 支 出 》

内 訳	金 額 (円)
会場設営費 (プロジェクター・通信環境等の設営作業)	100,000
機材レンタル費 (5千円×50台)	250,000
人件費 (1.5万円×20名)	300,000
タレント費用 (ワークショップ講師)	100,000
プロデューサー費 (イベント企画・進行作業)	100,000
雑費 (印刷代・宅急便代ほか)	50,000
合 計 (税別)	900,000

# 収 支 予 算 書

9月開催決勝大会

## 《 収 入 》

内 訳	金 額 (円)
イベント開催費 (ヤマハ発動機協賛費)	1 8 0 0 , 0 0 0
合 計 (税別)	1 8 0 0 , 0 0 0

## 《 支 出 》

内 訳	金 額 (円)
会場設営費 (プロジェクター・通信環境等の設営作業)	2 0 0 , 0 0 0
機材レンタル費 (5千円×100台)	5 0 0 , 0 0 0
人件費 (1.5万円×40名)	6 0 0 , 0 0 0
タレント費用 (ワークショップ講師)	2 0 0 , 0 0 0
プロデューサー費 (イベント企画・進行作業)	2 0 0 , 0 0 0
雑費 (印刷代・宅急便代ほか)	1 0 0 , 0 0 0
合 計 (税別)	1 8 0 0 , 0 0 0

## GP リーグ ヤマハ プログラミングコロシウム

### 一都三県大会 開催概要

#### <一次予選>

##### 【概要】

7月～8月、東京東、東京西、埼玉、千葉、神奈川で GP リーグ幹事校による一次予選大会を開催。プログラミングの知識を問うクイズ形式の課題を出題し、得点の高い子供たちの中から 16 名を選出する。

##### 【幹事校】

東京東：早稲田大学  
東京西：東京工科大学  
埼玉：日本工業大学  
千葉：千葉工業大学  
神奈川：神奈川工科大学

【対象】 小学校 3 年生～6 年生

【定員】 150～300 名

【場所】 各幹事校のホールなど

【時間】 13：00 - 16：00

#### <トレーニングジム・二次予選>

7月～8月、各幹事校にて、1次予選を勝ち抜いた 4 チーム 16 名の子供たちに対して、決勝大会で使用する競技種目を用いたトレーニングジムを開催する。また、二次予選を同時開催し、決勝大会へ進む 1 チームを選出。

#### <決勝大会>

9月17日 D2C ホールで開催（調整中）

##### 【競技種目】

1. スクラッチ
2. マインクラフト
3. ドローン
4. Hack for Play

#### <GP リーグ実行委員会とは>

「21 世紀スキル」の育成に役立つプログラミング競技会「プログラミングコロシウム」、プログラミング体験会「ラーニングスタジオ」等の開催を通して、全国の親と子のプログラミング学習・体験環境の整備と学校、家庭、地域（ICT クラブ等）へのプログラミング学習教材やツールの開発・提供を行うことを目的とした民間団体です。

#### <GP リーグとは>

プログラミングを現在している、またはこれからはじめる小学生を対象とし、プログラミングに対するモチベーションを高めることを目的としたプログラミングの競技会・セミナーです。学校の外で子どもたちがプログラミングの楽しさ、面白さを知り、生活をより豊かにする道具としてコンピューターを使いこなせるリテラシーとして将来必要となる「21 世紀型スキル」を育成する環境を整えるプロジェクトが GP リーグです。

Web サイト：<https://programming.or.jp/>

動画：<https://youtu.be/Fe3d48HZsSE>（千葉県一次予選会）

GP リーグ実行委員会

2018 年度 事業収支計画

収入 (千円)

ナショナルスポンサー(1) : 30,000

幹事校 地域実行委員会権利料(3) 6,000

-----  
収入計 : 36,000

支出 (千円)

事務局運営費 : 20,000

大会運営費 : 11,000

教材開発費 : 3,000

雑費 : 1,000

繰り越し : 1,000

-----  
支出計 : 36,000



理事の構成員 名簿

団体名 一般社団法人イエローピンプロジェクト

---

役職名	氏 名
代表理事	柴本 猛
理事	奈良橋陽子
理事	古川肇郁
理事	木村文彦
理事	勝浦範子

## 一般社団法人イエローピンプロジェクト 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人イエローピンプロジェクトと称し、英文では Yellow Pin Project (YPP) と表記する。

(目的)

第2条 当法人は、社会の未来であるこどもがまなぶ良好な環境を、企業を含めた社会全体で構築することを目的とし、次の事業を行う。

1. ホームページの運営
2. 会報(メール)の発行
3. 企業に対する告知活動
4. シンボルマークなどの関連商品販売
5. その他、本法人の目的達成に必要な事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区猿楽町29-10ヒルサイドテラスC-21に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の掲示場に掲示する。

### 第2章 基金

(基金の総額)

第5条 当法人の基金の総額は、金九百万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する事項)

第6条 当法人に拠出された基金は、法人が解散する時まで返還しない。

(基金の返還に関する手続き)

第7条 基金の返還手続きについては社員総会において定める。

### 第3章 社員及び会員

(会員)

第8条 当法人の会員は次のとおりとする。

本会員	当法人の目的に賛同し、基金を拠出した者。もしくは、当法人に、特段の貢献があると設立時の社員全員が認める者。
賛助会員	当法人の目的に賛同し、寄付などにより、当法人を経済的に支援する者。

(社員)

第9条 当法人の社員は、本会員の中から別に定める選出規定により選出された者とする。

(社員及び会員名簿)

第10条 当法人は、社員及び会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(入会)

第11条 賛助会員として入会を希望する者は、氏名・名称等を明記して、寄付金額を添えて申込書を代表理事まで提出する。

(退社及び退会)

第12条 (1)当法人を退社あるいは退会しようとする者は、その旨、文書をもって理事まで届け出なければならない。尚、退社あるいは退会しようとするものは、1ヶ月以上前に理事に対して書面で予告するものとする。

(2)前項の場合のほか、社員及び会員は次に掲げる事由により退社あるいは退会するものとする。

- ① 総社員の同意
- ② 死亡または解散
- ③ 除名
- ④ 法人である社員及び会員については、破産、民事再生または会社更生手続開始

(3)社員が次のいずれか1つに該当する時は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議をもって除名することができる。

- ① 当法人の名誉を毀損した時。
- ② 当法人の目的に違反する行為があった時。
- ③ 当法人の社員または会員としての義務に違反した時。

(会員の経費負担)

第13条 (1)当法人の経費をまかなうため、会員に対して年会費等の経費負担を求めることができる。

(2)帰納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

## 第4章 社員総会

(社員総会)

第14条 (1)当法人は、定時社員総会を毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

(2)臨時社員総会は、その必要がある時に随時開催する。

(招集)

第15条 (1)社員総会は、代表理事が招集する。

(2)社員総会の招集通知は、会日より1週間前迄に、各社員に対して発する。ただし、緊急の必要

があるときは、この期間を短縮することができる。

(3)社員総会は、総社員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(議長)

第16条 (1)社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(2)代表理事に差し支えがあるときは、社員総会においてあらかじめ定められた順序により、社員がこれにあたる。

(決議の方法)

第17条 (1)社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(2)社員総会に出席できない社員は、出席する他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

(3)当法人は、社員が提案した決議事項について社員(当該事項につき決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電子的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

## 第5章 役員

(理事及び監事)第19条 当法人には、次の役員を置く。

①理事 3名以上

②監事 1名

理事のうち、1名を代表理事とする。

(任期)

第20条 (1)代表理事及び理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(2)任期満了前に退任した代表理事及び理事の補欠として選任された代表理事及び理事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(3)任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(代表理事)

第21条 (1)代表理事は社員総会の決議によって定める。

(2)代表理事は当法人の業務を統括し、法人を代表する。

(代表理事及び理事及び監事の報酬)

第22条 代表理事及び理事及び監事は無報酬とする。

## 第6章 会計

(事業年度)

第23条 (1)当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(2)代表理事は、毎事業年度、法令の定めるところに従い、次に掲げる書類とこれらの付属書を作成しなければならない。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 事業報告書
- ④ 剰余金の処分または損失の処理に関する議案

(3)代表理事は、定時社員総会前に前項各号の書類について監事の監査を受けなければならない。

(4)代表理事は、第2項各号に掲げる書類を定時社員総会に提出し、同項第3号に掲げる書類についてその内容を報告し、同項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については承認をもとめなければならない。

## 第7章 委員会

(専門委員会)

第24条(1)当法人の事業の発展及び運営のために各種の委員会を置くことができる。

(2)委員会の設置及び廃止は社員総会で決定する。

平成21年10月30日

